

平成26年度（第5回）

恵庭市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会

日時：平成27年2月6日（金）午後3時

場所：恵庭市役所 増築庁舎3階 301・302会議室

《 次 第 》

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

（1）第6期恵庭市高齢者福祉計画・恵庭市介護保険事業計画（案）について

（2）その他

4. 閉 会

1. 第6期恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画（案）における 保険給付等の見込み及び第1号被保険者の保険料設定について

平成26年11月28日開催の、第4回恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会において承認され、平成26年12月10日の厚生消防常任委員会でご報告いたしました、「第6期恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画（素案）」及び「介護保険料段階・介護保険料率」並びに「第6期介護保険料基準月額」につきまして、新たに国の考え方等が示されたことから、次のとおり修正いたします。

<変更となる事由>

- ①北海道の指示により第6期介護保険料抑制のため、介護給付費準備基金（残高約8千8百万円）の繰入れを行うこととなり、それに伴う保険料基準月額の引き下げ。
- ②国のワークシートの改修（補足給付及び一定以上所得者の算定係数変更）により、介護給付費の支出減に伴う保険料基準月額の引き下げ。
- ③介護報酬の改定（全体で▲2.27%）により、介護給付費の支出減に伴う保険料基準月額の引き下げ。

● 上記、①～③により、素案策定時4,950円を見込んでいた、第6期介護保険料基準月額を、4,800円とします。

- ④国が示していた、低所得者の負担軽減強化として見込まれていた消費税を財源とする公費負担について、増税時期の延期に伴い二段階での実施となり、素案策定時に想定した「介護保険料段階」及び「介護保険料率」の見直しが余儀なくされたことから、必要な変更を行った。
なお、国の通知により「当初設定した負担割合（保険料率）」の再設定は不可であるとされたことから、第6期事業計画期間中の保険料率の変更は行わないこととする。

(2) 第6期保険給付費等の見込み <変更後>

2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までの、第6期介護保険事業運営期間における保険給付費の見込みは次のとおりです。

(千円)

サービスの種類		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
居宅サービス	訪問介護	216,259	261,413	234,025	711,697
	訪問入浴介護	29,595	37,143	58,723	125,461
	訪問看護	58,227	68,763	81,509	208,499
	訪問リハビリテーション	18,040	21,412	25,667	65,119
	居宅療養管理指導	5,765	6,837	7,705	20,307
	通所介護	492,585	667,318	683,811	1,843,714
	通所リハビリテーション	222,831	274,627	309,978	807,436
	短期入所生活介護	79,765	103,552	144,860	328,177
	短期入所療養介護	39,093	46,702	56,001	141,796
	福祉用具貸与	66,842	92,676	112,790	272,308
	特定福祉用具販売	7,279	9,296	10,244	26,819
	住宅改修	36,260	37,854	45,743	119,857
	居宅介護支援・介護予防支援	146,788	164,363	134,769	445,920
	特定施設入所者生活介護【居住系】	171,316	238,499	279,595	689,410
計	1,590,645	2,030,455	2,185,420	5,806,520	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護【居住系】	387,867	432,737	439,225	1,259,829
	小規模多機能型居宅介護【居宅】	85,278	92,118	102,637	280,033
	定期巡回・随時対応サービス【居宅】	15,223	29,071	44,238	88,532
	地域密着型介護老人福祉施設【施設】	239,021	246,342	256,334	741,697
	計	727,389	800,268	842,434	2,370,091
施設サービス	介護老人福祉施設【施設】	317,667	322,442	330,707	970,816
	介護老人保健施設【施設】	634,902	653,099	678,206	1,966,207
	介護療養型医療施設【施設】	230,624	232,665	237,107	700,396
	計	1,183,193	1,208,206	1,246,020	3,637,419
特定入所者サービス費		171,837	178,671	198,689	549,197
高額サービス費		77,665	84,732	92,443	254,840
高額医療合算サービス費		20,327	28,035	38,660	87,022
審査支払手数料		3,580	3,786	4,006	11,372
保険給付費計		3,774,636	4,334,153	4,607,672	12,716,461
地域支援事業費		97,123	109,166	387,201	593,490
介護保険費計		3,871,759	4,443,319	4,994,873	13,309,951

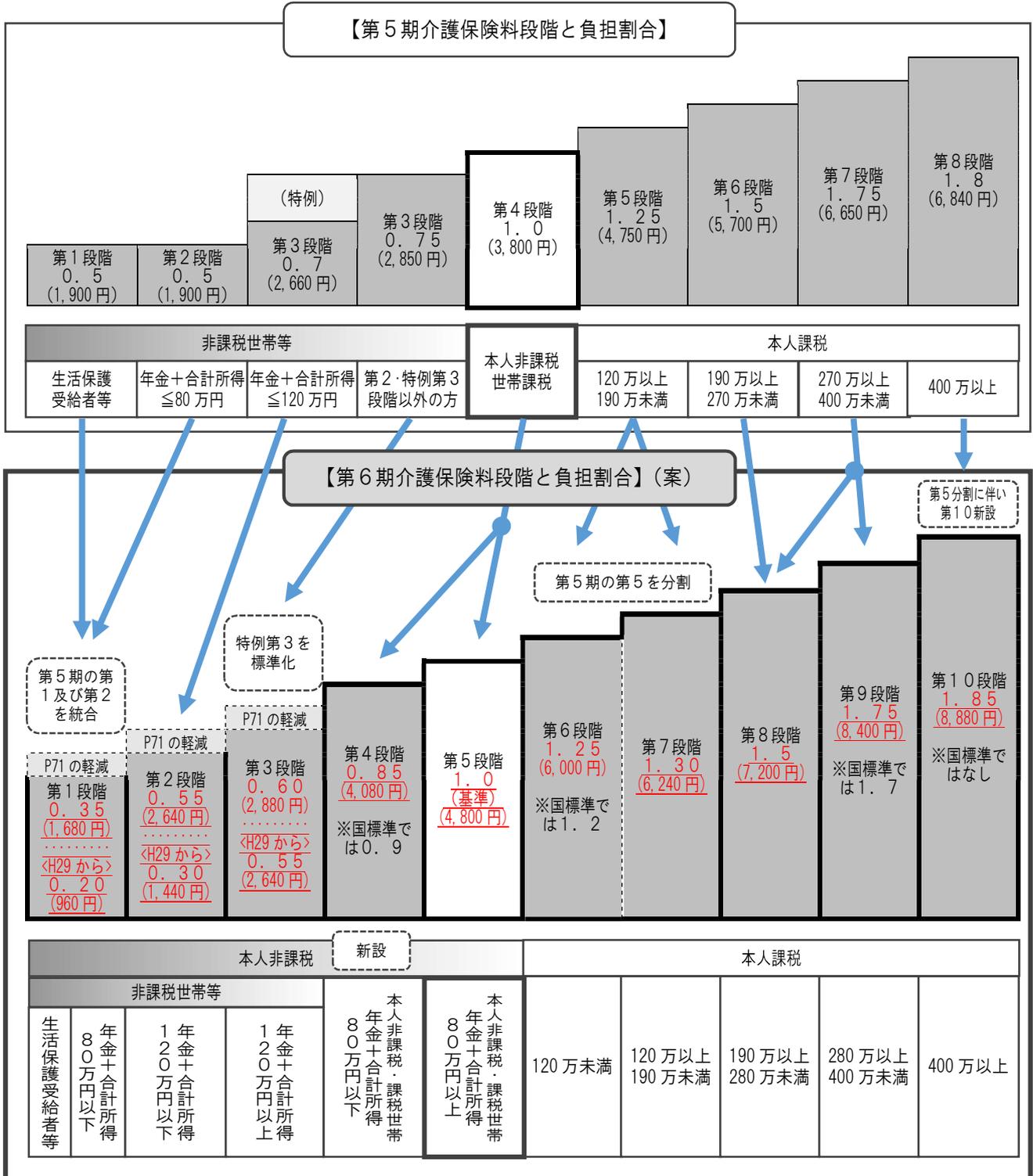
(3) 第6期介護保険料段階及び保険料率の設定

2 第6期介護保険料段階及び保険料率について

第6期介護保険料段階については、国の示した所得段階を参考に、第5期計画で導入した9段階の保険料段階をさらに多段階化を図ります。

具体的には、第5期で導入した軽減策（特例段階）の標準化を行い、より細分化した新たな保険料段階を設定することにより、低所得者に配慮したきめ細やかな保険料段階となります。

これらにより、第6期事業計画中の「保険料段階と負担割合」を次のとおり設定します。



3 第1号被保険者の保険料

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、市町村（保険者）ごとに決められ、保険料はその市町村の被保険者が利用する介護保険サービス水準を反映した金額となります。

第6期の介護保険料の設定にあたっては、国のワークシートにより高齢者人口の伸びや、今後利用が見込まれる介護保険サービス量の推計、また、国の制度改正に伴う新しい総合事業を充実させていくこと等を勘案し決定されます。

その結果、第6期の介護保険料（第1号被保険者の保険料基準月額）は、4,800円（年額：57,600円）となります。

ただし、消費税を財源とした低所得者に対する軽減強化については、増税時期の延期に伴い、第6期の1～2年目においては、第1段階の一部軽減を行い、3年目の2017（平成29）年度から第3段階までの負担軽減を行うこととなります。

<低所得者に対する負担軽減表>

保険料段階	負担割合	2015（平成27）年		2016（平成28）年		2017（平成29）年	
		公費負担	個人負担	公費負担	個人負担	公費負担	個人負担
第1段階	0.40	0.05	0.35	0.05	0.35	0.20	0.20
第2段階	0.55	—	0.55	—	0.55	0.25	0.30
第3段階	0.60	—	0.60	—	0.60	0.05	0.55

4 介護給付費準備基金

介護給付費準備基金は、各市町村が毎年度の決算によって生じた剰余金の中から、65歳以上の被保険者の保険料の剰余金を積み立てるために設置しています。もし、予想を超える急激な介護給付費の増加で、予算に不足が生じたとき等は、この基金から不足額を繰り入れます。なお、この基金は、介護保険事業以外に使うことはできません。

(4) 第6期恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画(案)に対するパブリックコメント及び住民等説明会の状況について

①パブリックコメントの状況

- ・パブリックコメントの期間 ～ 平成27年 1月9日(金)～ 2月9日(月)
- ・パブリックコメントの閲覧 ～ 周知：広報えにわ1月号及びホームページ上
場所：情報公開コーナー、介護福祉課窓口、島松支所・恵み野出張所・中恵庭出張所、えにわ市民プラザ・アイル
- ・住民意見等の状況 ～ 0件 ※平成27年 2月5日(木)現在

②住民等説明会の開催状況

- ・恵み野地区住民説明会 ～ 平成27年 1月20日(火) 14:00～ 恵み野会館 集会室
(参加者 ～ 15人 ・ 質疑応答 ～ 0件)
- ・恵庭地区住民説明会 ～ 平成27年 1月22日(木) 14:00～ 市民会館 大会議室
(参加者 ～ 17人 ・ 質疑応答 ～ 0件)
- ・島松地区住民説明会 ～ 平成27年 1月23日(金) 14:00～ 島松公民会 中会議室
(参加者 ～ 12人 ・ 質疑応答 ～ 0件)
- ・恵庭地区民生委員説明会～ 平成27年 2月4日(水) 18:30～ 市民会館 サークル研修室
(参加者 ～ 人 ・ 質疑応答 ～ 件)
- ・柏地区民生委員説明会 ～ 平成27年 2月4日(水) 18:30～ 有明会館
(参加者 ～ 人 ・ 質疑応答 ～ 件)
- ・和光地区民生委員説明会～ 平成27年 2月9日(月) 18:30～ 和光会館
(参加者 ～ 人 ・ 質疑応答 ～ 件)

以上

(1) 第6期保険給付費等の見込み

2015（平成27）年度から2017（平成29）年度までの、第6期介護保険事業運営期間における保険給付費の見込みは次のとおりです。

(千円)

サービスの種類		平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
居宅サービス	訪問介護	198,199	276,268	251,040	725,507
	訪問入浴介護	25,541	38,425	60,751	124,717
	訪問看護	53,374	72,937	87,006	213,317
	訪問リハビリテーション	16,350	22,679	27,322	66,351
	居宅療養管理指導	5,256	6,490	7,411	19,157
	通所介護	518,089	704,453	716,499	1,939,041
	通所リハビリテーション	204,409	272,056	317,600	794,065
	短期入所生活介護	82,216	107,839	150,574	340,629
	短期入所療養介護	40,295	48,314	57,934	146,543
	福祉用具貸与	60,161	95,915	117,525	273,601
	特定福祉用具販売	6,875	9,222	10,239	26,336
	住宅改修	34,136	38,662	47,003	119,801
	居宅介護支援・介護予防支援	137,268	163,404	128,469	429,141
	特定施設入所者生活介護【居住系】	176,301	246,821	289,351	712,473
計	1,558,470	2,103,485	2,268,724	5,930,679	
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護【居住系】	397,767	445,573	452,253	1,295,593
	小規模多機能型居宅介護【居宅】	79,011	97,507	109,746	286,264
	定期巡回・随時対応サービス【居宅】	15,691	30,075	45,766	91,532
	地域密着型介護老人福祉施設【施設】	244,917	252,595	262,833	760,345
	計	737,386	825,750	870,598	2,433,734
施設サービス	介護老人福祉施設【施設】	325,502	330,627	339,109	995,238
	介護老人保健施設【施設】	648,097	667,539	687,699	2,003,335
	介護療養型医療施設【施設】	236,088	238,232	242,780	717,100
	計	1,209,687	1,236,398	1,269,588	3,715,673
特定入所者サービス費		190,312	214,305	241,308	645,925
高額サービス費		77,664	84,732	92,443	254,839
高額医療合算サービス費		20,326	28,034	38,659	87,019
審査支払手数料		3,637	3,830	4,033	11,500
保険給付費計		3,797,482	4,496,534	4,785,353	13,079,369
地域支援事業費		97,123	109,165	387,199	593,487
介護保険費計		3,894,605	4,605,699	5,172,552	13,672,856

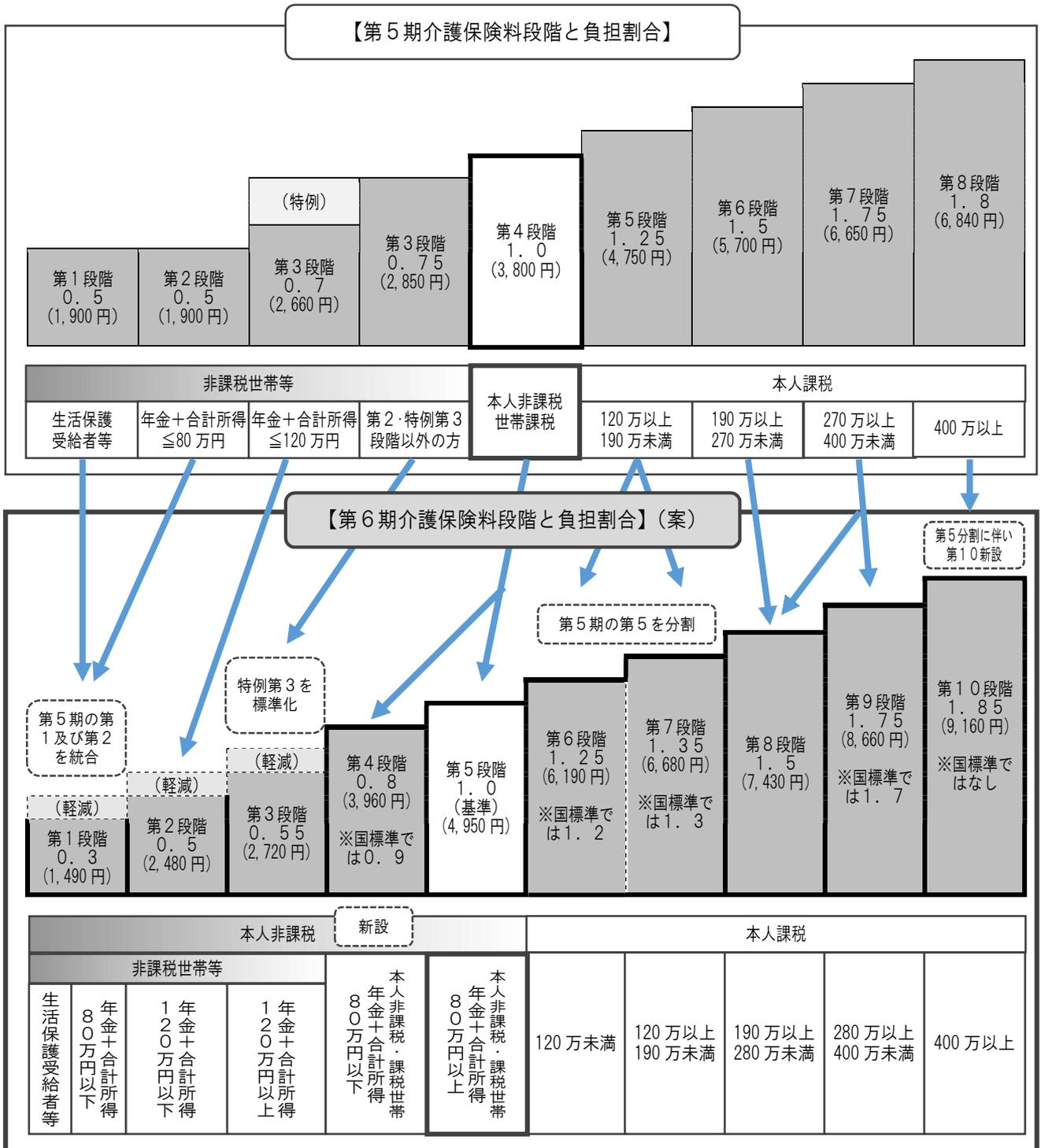
2 第6期介護保険料段階及び保険料率について

第6期介護保険料段階については、国の示した所得段階を参考に、第5期計画で導入した9段階の保険料段階をさらに多段階化を図ります。

具体的には、第5期で導入した軽減策（特例段階）の標準化を行い、より細分化した新たな保険料段階を設定することにより、低所得者に配慮したきめ細やかな保険料段階となります。

これらにより、第6期事業計画中の「保険料段階と負担割合」を次のとおり設定します。

※低所得者に対する軽減強化については、介護保険法の改正により、公費を投入することで実現。



3 第1号被保険者の保険料

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、市町村（保険者）ごとに決められ、保険料はその市町村の被保険者が利用する介護保険サービス水準を反映した金額となります。

第6期の介護保険料の設定にあたっては、国のワークシートにより高齢者人口の伸びや、今後利用が見込まれる介護保険サービス量の推計、また、国の制度改正に伴う新しい総合事業を充実させていくこと等を勘案し決定されます。

その結果、想定される第6期の介護保険料（第1号被保険者の保険料基準月額）は、4,950円（年額：59,400円）程度を上限としますが、今後、国や北海道との協議状況等によっては更に保険料の軽減が見込まれます。

4 介護給付費準備基金

介護給付費準備基金は、各市町村が毎年度の決算によって生じた剰余金の中から、65歳以上の被保険者の保険料の剰余金を積み立てるために設置しています。もし、予想を超える急激な介護給付費の増加で、予算に不足が生じたとき等は、この基金から不足額を繰り入れます。なお、この基金は、介護保険事業以外に使うことはできません。